

上越市私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備の促進を図り、もって生活環境の向上に寄与するため、私道の舗装新設工事、側溝改良工事、道路改良工事又は舗装修繕工事（以下「工事」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、現に不特定かつ多数の人の交通の用に供しており、かつ、将来にわたり交通の用に供することが見込まれる道路のうち次に掲げる道路を除くものをいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に掲げる道路
- (2) 農業用道路
- (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行により設置された公共施設としての道路で、設置後10年を経過しないもの
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定による都市計画事業の施行により設置された同法第11条に掲げる都市施設としての道路又は同法第4条第12項に規定する開発行為により設置された同条第14項に規定する公共施設としての道路で、設置後10年を経過しないもの
- (5) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行により設置された公共施設としての道路で、設置後10年を経過しないもの

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、家屋の連たんする区域内の住民が組織する団体で次条第2項に規定する工事を実施するものとする。

(補助対象となる私道及び工事)

第4条 補助金の交付の対象となる私道は、幅員2.5メートル以上（道路改良工事にあつては、幅員1.8メートル以上）で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路の両端が公道に接続しているもの
- (2) 道路の一端が公道に接続し、かつ、他の一端が幅員2.5メートル以上の私道に接続しているもの
- (3) 道路の一端が公道又は幅員2.5メートル以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学

校、保育園その他の公共施設へ通じているもの

(4) 道路の一端が公道に接続し、当該私道の利用戸数が3戸以上の袋小路

2 補助金の交付の対象となる工事は、前項に規定する私道に係る工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 舗装新設工事

(2) 側溝改良工事

(3) 道路改良工事（工事に係る設計及び土地の分筆の登記を含み、用地の取得及び補償を除く。）

(4) 舗装修繕工事（舗装工事完了後、5年以上経過している道路に対して実施する舗装修繕工事に限る。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、毎年度市長が別に定める補助基準額の40パーセント以内の額とする。ただし、工事に要する費用が補助基準額に満たないときは、当該工事に要する費用の40パーセント以内の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、100万円を限度とする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、上越市私道整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 平面図、標準断面図及び構造図

(3) 設計書又は見積書（業者が作成したものに限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市私道整備事業補助金交付^{決定}通知書（第2号様式）により^{却下}通知するものとする。

（交付条件）

第7条 規則第4条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 工事の実施に際し、土地所有者からの異議申立てその他の紛争が生じたときは、前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象団体（以下「補助事業者」という。）の責任において処理すること。

- (2) 工事の完了後の私道の維持管理は、補助事業者が行うこと。
- (3) 工事の完了後の私道は、将来にわたり交通の用に供すること。

(変更申請等)

第8条 補助事業者は、工事の内容を変更しようとするときは、上越市私道整備事業内容変更承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の平面図、標準断面図及び構造図
- (2) 変更後の設計書又は見積書（業者が作成したものに限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、上越市私道整備事業内容変更承認通知書（第4号様式）により補助事業者に通却下知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、工事が完了したときは、速やかに上越市私道整備事業完了実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の請負契約書の写し
- (2) 請求書及び工事費の内訳書（数量が確認できるものに限る。）
- (3) 工事の着手前、工事の途中及び竣^{しゅん}工時における写真
- (4) 工事の出来形管理図

(補助金確定通知書)

第10条 規則第9条の規定による通知は、上越市私道整備事業補助金確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から一部改正し施行する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる工事に係る補助金の交付について適用し、同日前に行われた工事に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる工事に係る補助金の交付について適用し、同日前に行われた工事に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式及び第3号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式及び第3号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱に規定する様式の相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市私道整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に行われる工事に係る補助金の交付について適用し、同日前に行われた工事に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から実施